

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

<https://www.hongohjin.or.jp/>

同友会 春日クリニック
LOUNGE

税務ニュース

No. 517

令和7年3・5月号

【目次】

Close Up Interview —— 2~3

税務署だより —— 4

都税事務所だより —— 5

法人会の活動 —— 6~7

令和7年度 税制改正大綱 —— 8~9

実践財務調査 —— 10

令和7年度 研修会・講演会予定表

東法連特定退職金共済制度のお知らせ —— 11

事務局だより —— 12



「憂いを解き、人々を健康と幸せに。」の精神で、予防医療や産業保健、高齢者福祉の分野で社会貢献を果たしていく。

さまざまな分野・環境で活躍されている本郷法人会のメンバー。今号は、医療法人社団同友会の理事長、高谷典秀さんをクローズアップ! 予防医療や健康経営、また法人会についてのお話をうかがいました。

医療法人社団 同友会 理事長
たかや のりひで
高谷 典秀 様

プロフィール

1995年、順天堂大学医学部卒。1995年、虎の門病院 内科研修医。2002年、順天堂大学附属静岡病院循環器内科助手。2004年、米国ワシントン大学留学。2008年、順天堂大学循環器内科准教授。2010年、医療法人社団 同友会 理事長に就任。2020年、同友会グループ代表に就任。



—はじめに、社歴を伺えますか。

同友会グループは1956年に江東区清澄白河駅に近い深川地区において診療所を開設したことが始まりで、グループの中核をなす医療法人社団同友会は1959年に設立されています。当時としては先進的だった集団健診事業を1970年から開始したところから、現在の主体となる健診や人間ドックなどの予防医療、そして産業保健にかかわる事業が始まりました。

この文京区におきましては、1974年に西片で春日クリニックを開設したことでこの地での活動を開始しております。その後、小石川に春日クリニック第二を開設し、地域における予防医療や産業保健に関わる事業を展開してきました。現在は西片のビルを本部として、春日クリニックと第二を総合健康管理施設として小石川に統合し現在に至っています。春日クリニック以外にも複数箇所に健診施設を設立すると共に、受託運営なども行っており、また施設

健診だけではなく、全国各地での巡回健診も実施し、企業の産業保健のお手伝いをさせていただいております。

—本郷地域では春日クリニックがありますが、特色などはありますか。

春日クリニックは、同友会グループの施設健診における旗艦施設であり、MRIやCT等の高度医療機器を備えるとともに、男女別フロアでの健診実施、内視鏡センター、健診後の二次検査や外来フォローなど、多くの機能を有しています。また、企業の役員などVIP向けの特別ドックも専用フロアで実施しております。おかげさまで受診者も増えてきたため、昨年VIPコースの専用フロアを増床いたしました。

—現在、法人会でも健康経営について推進しているところですが、同友会におきましては、2017



特別ドックプラチナコース専用居室



特別ドックフロア

年度より経済産業省の「健康経営優良法人 ホワイト500」に認定されています。この制度を目指したきっかけは何ですか。

世間で健康経営が注目され始めた2010年頃以前から、健康経営の重要性は認識していました。そして、私自身、2013年に一般社団法人健康と経営を考える会を設立し、現在は代表理事を務め、社員及び家族の健康作りについて推進する枠組みの検討もしています。経営方針として第一に職員の健康は重要だと考えていますし、健康経営の実現は、労働生産性の向上や医療費の削減、離職率の低下、企業イメージの向上等、企業の持続可能な成長に必要な不可欠な戦略であるとも考えています。健康経営優良法人の制度がスタートした当初は医療法人の認定数のごくわずかでしたが、同友会については先駆けて推進し認定を受け、現在に至っています。

—2028年までに始まる予定の「50人未満の事業所においてもストレスチェック義務化」について留意点などはありますか。

これまでは、従業員が50人以上の事業所に義務化されていたストレスチェックの実施が50人未満の事業所においても義務化されることが決まりました。留意する点としては、実施後に高ストレス者へのフォローアップをどのように行っていくかという点が挙げられます。そもそも50人未満の事業者には産業医の選任義務がないことから、新たに産業医を選任することは費用面で問題が生じることになり、地域産業保健センターは利用しづらいという声も良く耳にします。

この様な問題に対応するため、産業医の選任義務のない従業員数50名未満の企業を対象として、



巡回健診車

産業医を選任することに比べてコストのかからない形で、医師面談や健診結果に基づく就業判定を行う制度を昨年よりスタートさせています。

—今後の展望についてお聞かせください。

同友会グループは孟子の言葉である「解憂(かいゆう)」を社是としています。また、3年前には、この社是を元に「憂いを解き、人々を健康と幸せに。」というパーパスを制定いたしました。

私たちは、今後もこの精神のもと、予防医療や産業保健、高齢者福祉などの事業で地域に貢献していける存在であり続けたいと考えています。

—最後に、法人会についてお聞かせください。

税務を軸とした、地元の経営者や地域の顔役の方達を中心となって本郷税務署と交流をしている歴史のある団体というイメージを持っています。今後も、その交流コミュニティの中で、会員どうしの発展に繋がる情報交換や情報共有、そして税知識の普及や健全な税制の実現を目指して提言活動を行ってほしいと考えています。

具体的な提言内容としては、現在、深刻化しつつある人手不足の問題を解決するために、文京区に籍を置く青年が卒業後に区内事業所で働きたくするような優遇措置(奨学金制度等)を区政に提言してほしいです。

医療法人社団 同友会

〒113-0024 東京都文京区西片1-15-10
TEL. 03-5689-7581(広報宣伝本部)



春日クリニック(文京区小石川1-12-16)

国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ **人事院国家公務員
試験[採用NAVI]**



◆ **採用関係
お役立ちリンク集**



◆ **Web-TAX-TV**



令和5年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級)
受験資格	1 21歳から29歳の者 2 21歳未満で、次に掲げる者 □ 大学を卒業した者及び翌年3月までに大学を卒業する見込みの者 □ 人事院が上記□に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 受験する年の4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算してまだ3年を経過していない者及び翌年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	2月下旬開始		6月中旬開始	7月下旬開始
1次試験	5月下旬		9月上旬	9月下旬
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
	専門試験(多肢選択式)			
	[必須] 民法・商法、会计学 [選択必須] 民法・商法、会计学、憲法・行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会计学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語		
	専門試験(記述式)			
	憲法、民法、経済学、会计学、社会学	科学技術に関連する領域		
2次試験	6月下旬～7月上旬		10月中旬	11月上旬
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3次試験				11月下旬又は12月上旬
				総合評価面接試験
合格発表	8月中旬		11月中旬	12月中旬

※ 試験日程の公表
 国税専門官及び税務職員採用試験 12月頃
 国税庁経験者(国税調査官級) 7月頃
 ※ 詳細については、人事院国家公務員試験[採用情報NAVI]に順次掲載予定です。

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和7年5月30日(金)13時～令和7年6月17日(火)23時	
入札期間	令和7年6月24日(火)13時 ～ 令和7年6月26日(木)23時	令和7年6月24日(火)13時 ～ 令和7年7月1日(火)13時
	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

eLTAX 電子納税のご案内



「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合、便利な情報をお届けします。

法人の都民税・事業税等について、関与税理士がeLTAXで電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます!

詳しくは、[こちら](#)⇒



税理士



電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

法人

以下の方法から選べます

- ・ダイレクト納付
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード

【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課
TEL(直通) : 03-5388-2984

社会貢献活動の一環として「献血活動」を実施

— ご協力ください!命が救える身近なボランティア活動 —

社会貢献研修委員会（仲田和人委員長）と女性部会（飯村早苗部会長）では、東京都赤十字血液センターの献血活動を1月16日（木）に行いました。この活動の主催で会場となった文化シヤッター様では様々なCSR（企業の社会的責任）活動に参画しており、同社が長年取り組んでいる献血活動に法人会も賛同し、共催という形で全面的に協力しています。当日は同社社員のほか、法人会会員、一般の方を含め54名の方にご協力をいただきました。今回は7月15日（火）に実施いたしますので、引き続き多くの方のご協力をお願い申し上げます。



▲次回献血は7月15日（火）に実施です。



▲たくさんの皆様からご協力いただきありがとうございました。

源泉部会「税務研修会及び地域貢献講座」を開催

2月6日（木）、ホテル機山館において、源泉部会と社会貢献委員会の共催による「税務研修会及び地域貢献講座」を開催しました。

第1講座では、「国の財政と国税組織について」と題して、本郷税務署・平副署長より国税庁の組織と組織理念、税務行政運営の考え方、財政の現状等の内容についてお話しいただきました。



▲本郷税務署 平副署長による講演



▲警視庁サイバーセキュリティ対策本部 清水氏

湯島天満宮で確定申告の広報活動及び街の美化活動を実施

女性部会・青年部会

2月23日（日）、湯島天神「梅まつり」開催中の湯島天満宮境内において女性部会と青年部会が本郷間税会と共催で確定申告の広報活動と街の美化活動を行いました。

当日は「梅まつり」の期間中であり、境内は大勢の観梅客で賑わう中、友永本郷税務署長をはじめ

幹部の方々や部会員が、それぞれ広報活動や美化活動を行いました。また、キャラクターショーでは多くの人気ゆるキャラが登場する中、国税庁 e-Tax キャラクターのイータ君も登場し広報活動を行いました。



▲本郷税務署、本郷間税会、法人会青年部会・女性部会で実施



▲青年部会による美化活動



▲国税庁 e-Tax キャラクターのイータ君も登場しました。

文化研修会「楽しいエコガーデニング教室」を開催

－ 女性部会 －

2月26日(水)、文京区民センターにて女性部会主催の文化研修会「楽しいエコガーデニング教室」を、緑のエコ銀行の代表で環境カウンセラーであるエコ先生こと松本美智子氏を講師としてお迎えし開催しました。現在、女性部会として食品ロスの取組みに力を入れていることから、野菜くずから緑を再生する栽培方法を実演していただき、また、糠と生ゴミを使用した家庭で簡単にできる「らくらく堆肥」の作り方について学ぶことができたため、大変楽しく有意義な研修会となりました。さっそく自宅で再生栽培と「らくらく堆肥」

作りにチャレンジしてみたいと考えています。ご参加いただきました皆様ありがとうございました。



▲講師の松本美智子氏



▲野菜の再生栽培の実演

女性部会が社会貢献活動を実施

－ 未使用タオル、使用済み切手を寄贈 －

3月28日(金)、女性部会の社会貢献活動の一環として、未使用タオルを特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」と「文京千駄木の郷」に訪問し寄贈しました。また使用済み切手を「文京区社会福祉協議会」に訪問し寄贈しました。イベントで皆様からお預かりしていた募金を「交通遺児育英会」へ寄付しました。ご協力いただきました皆様ありがとうございました。法人会では引き続き社会貢献活動を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。



▲未使用タオルを渡す飯村部会長



▲使用済み切手を渡しました。

「活動報告会」を開催

－ 青年部会・女性部会 －

4月17日(木)、医科器械会館において「第14回青年部会・女性部会活動報告会」を開催しました。

第1部では両部会から令和6年度事業報告及び収支決算の報告をはじめ、令和7年度の事業計画、収支予算等を説明し、両部会全ての議案が承認されました。

その後に来賓として五十嵐法人会会長及び友永本郷税務署長からご祝辞をいただきました。

第2部では特別講演会として、土屋みどり女性部会副会長から「食品ロスを考えよう!」と題してご

講演いただきました。現在、社会問題化している食品ロスについて日頃から意識し取り組むことの重要性、また食品ロスには多額の税金が使われている実態などについてお話をいただき、講座の最後には食品ロスクイズを行いました。

令和6年度におきましては、両部会ともにおおむね計画どおりに事業活動を行うことができました。今後においても、これまで以上に会員の皆様、地域の方々に貢献できるよう各種事業に取り組んでまいります。



▲飯村女性部会長によるあいさつ



▲富永・新青年部会長によるあいさつ



▲来賓祝辞を述べる五十嵐会長



▲来賓祝辞を述べる友永本郷税務署長



▲特別講演会講師土屋みどり氏

令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や質上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置つけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
 税理士 飯田 聡一郎
 TEL: 03-5363-5958
 FAX: 03-5363-5449
 HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

役員が従業員の結婚披露宴に出席する際の 祝い金と旅費の取り扱い

販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際の祝い金および旅費が福利厚生費で処理されていました。当社では若手社員を多く採用しており、最近、結婚披露宴に役員がご招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の内容を見ていきましょう。

調査官 当社の慶弔規定等を見せていただけますか？

担当者 どうぞ。

調査官 従業員等の結婚に際して支出される結婚祝い金の規定を見ると、一般職の方と係長級以上の方とで支給額が異なりますね。

担当者 はい。何か問題でもありますか？

調査官 一般職の方は3万円で、いわゆる役職者は6万円となっています。金額の算定根拠はどうされましたか？

担当者 特に計算根拠はありませんが、役職者は会社への貢献度を考慮して決めています。慶弔規定で決めていけば問題ないと聞かされているのですが。

調査官 税務上では、慶弔規定が定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるのであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。

担当者 社会通念上相当と認められるものと言われても難しいですね。

調査官 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位に基づいて支給されたと認められますので、原則は給与課税されます。しかし、このようなことは慣習として広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等を考えて、世間一般的な常識の範囲内であれば課税しないとしているのです(所得税 基本通達28-5)。

担当者 よくわかりました。

調査官 今回の件は福利厚生費の範囲と認められます。ところで、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際に旅費を支給していますが、往復で5万円かかっていますね。

担当者 従業員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高かついてしまいました。

調査官 経理上はどう処理しましたか？

担当者 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。

調査官 この場合、税務上では常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発生しています。

担当者 しかし、結婚披露宴に招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また、労使の信頼関係の発展の意味から必要なものであると思います。

調査官 お考えはよくわかりますが、結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されるということは、個人の資格で参加されることとなります。

担当者 わかりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。これが得意先の結婚披露宴であった場合はどうなるのですか？

調査官 社外の者の慶弔等に際して支出する金品の費用は交際費となります。ただし、ここからは事実認定となりますが、会社の役員や従業員との個人的な関係に基づくことが判明した場合には、給与課税が発生することとなります。

【筆者紹介】牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1~3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



あなたもぜひ
参加してみませんか

令和7年度 保存版 研修会・講演会予定表

事業名	日程	時間・場所	内容
1 新設法人説明会	令和7年 4月17日(木) 6月18日(水) 8月20日(水) 10月8日(水) 12月3日(水) 令和8年 2月17日(火)	時間:13:30~16:00 場所:本郷税務署大会議室	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税」や「源泉所得税」の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2 決算法人説明会	令和7年 4月16日(水) 5月14日(水) 6月11日(水) 7月30日(水) 8月6日(水) 9月10日(水) 10月15日(水) 11月12日(水) 12月10日(水) 令和8年 1月14日(水) 2月18日(水) 3月4日(水)	時間:13:30~15:00 場所:本郷税務署大会議室 ※令和8年3月4日(水) 場所:未定	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をしていただくため留意点など基本的な事項を説明します。
3 法人税の基礎講座【研修シリーズ】(全5回)	令和7年 9月11日(木) 10月1日(水) 10月16日(木) 10月30日(木) 11月13日(木)	時間:13:30~16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4 源泉基礎講座(全3回)	令和7年 6月4日(水) 9月3日(水) 11月26日(水)	時間:14:00~16:00 場所:本郷税務署大会議室	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5 税法等研修会	令和7年 ①6月25日(火) ②9月5日(金)	①時間:15:00~17:00 場所:医科器械会館 ②時間:14:00~15:30 場所:都税事務所会議室	国税や地方税の改正事項を分かりやすく説明します。

その他セミナー等の予定

- ★労務セミナー(7月15日) ★税務署長講演会&特別講演会(11月) ★年末調整説明会(11月)
 - ★酒税法とワインセミナー(11月25日) ★セミナー・オンデマンド【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせずいつでも受講できます】
 - ★セミナーDVDレンタルサービス【会社や自宅にしながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】
- ※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会



本郷法人会 HP



Facebook

従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

金F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/



事務局だより

本郷法人会第14回通常総会のお知らせ

日 時：令和7年6月17日（火）16:30開会

場 所：東京ガーデンパレス「高千穂の間」（文京区湯島1-7-5 TEL:3813-6211）

第1部 総会【16:30開会】

黙 禱

定数報告・開会のことば

会長あいさつ

感謝状及び特別感謝状の贈呈

令和6年度会員増強功労者感謝状の贈呈

議長選出

議事録署名人選出

議 事

【承認事項】

(1) 第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

(2) 第2号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

【報告事項】

(1) 令和6年度事業報告の件

(2) 令和7年度事業計画報告の件

(3) 令和7年度収支予算報告の件

議長退席

来賓紹介

来賓祝辞

閉会のことば

【第1回臨時理事会】

第2部 懇談会【18:00～20:00】

懇談会費：10,000円／1名

（懇談会にご出席の方のみ当日申し受けます）

※ご欠席の場合には必ず「委任状」をご提出ください
※ご出席の方は当日申し受けます。

3・5月号 編集後記

現アメリカ合衆国の大統領は、最強の軍隊を後ろ盾にしてアメリカ合衆国を自身の会社のようには考え世界を飾（ふるい）にかけて大きな利益を得ようとしています。自分のアイデアと交渉術で賭けや勝負に勝つことに無上の喜びを感じる人なのでしょう。間違いは正しいと言ふべきことは言わないといけません。小さな会社でも同じことです。

(五十嵐正樹 記)

関東陸運局長指定自動車整備事業者



大和自動車整備株式会社

創業 1919年 親切丁寧な対応 適正価格 大和ビルディング管理

〒113-0024 東京都文京区西片1丁目17番11号

TEL 03 (3812) 5231 (代表) FAX 03 (3812) 5237

<http://www.ymta.co.jp/>

Mercedes-Benz・TOYOTA・etc.

車検・点検整備・钣金塗装・ドラレコ・ETC・ナビ・タイヤ
新車・中古車・部品・名変・各種保険・等 ご相談下さい

